

補正予算の主な内容

老朽危険空き家対策費

……1,350万円

市民の安全と安心を確保するため、市街地において長年使用されず放置されている老朽危険空き家のうち、一定の要件を満たしているものを除去する。



老朽した空き家(本年度は11戸解体予定)

斜面市街地再生事業費

……8,500万円

稲佐・朝日地区：4,800万円
北大浦地区：3,700万円

古賀地区市民センター運営費

……570万5千円

平成19年3月に閉校した県立西陵高等学校東長崎分校跡に開設する古賀地区市民センターの管理運営費。

所在地：古賀町948番地1
開館予定：平成19年11月1日

開館時間：9時～21時
休館日：年末年始



古賀地区市民センターが開設

埋蔵文化財発掘調査受託事業費

……920万2千円

長崎地方裁判所の増築工事に係る埋蔵文化財の発掘調査について、国からの委託を受けて行う。

ごみ収集委託(南部地区)

……11億7,000万円

ごみの直営収集区域のうち、南部地区を2地区に分割し、ごみ収集運搬業務を委託する。

期間：平成20～24年度

ごみ収集委託(西部地区)

……3,800万円

ごみの直営収集区域のうち、西部地区の一部のごみ収集運搬業務を委託する。

期間：平成20年度

長崎市議会副議長に対する 辞職勧告決議

私たちが市議会議員は、市民の信任を受けた市民の代表であり、その職責の重さを自覚し、高い倫理観と見識を持ち、法令遵守のもと、議員活動に努めなければならない。

先般行われた長崎市議会議員選挙において、森幸雄副議長は自身の公式ホームページ、本市選挙管理委員会提出の経歴書などに虚偽の経歴を記載していたことが明らかになった。

このことは、市民が選挙公報、選挙ポスターのみならずホームページなどのあらゆる情報を判断材料として、貴重な1票に長崎市の将来を託していることを考慮すると、いかなる理由があろうとも許される行為ではなく、公正であるべき選挙制度の根幹をも揺るがしかねない深刻な事態であり、市議会に対する市民の信頼を大きく失墜させ、森幸雄副議長の社会的、道義的責任は極めて重いと判断されるものである。

言うまでもなく、議員の身分に関する決議は軽々に扱われるべきではない。今、長崎市議会がこの事態に対し、どのような態度を示すか、市民から厳しい目が向けられている中で、極めて重要な問題である。

よって、副議長は公人として、みずからその責任を重く受けとめ、市議会議員を辞職するよう勧告するものである。

平成19年9月20日

長崎市議会

おもしろいの長崎



だより No. 21

遅れている

『暴力団追放』の施策！

長崎市議会は伊藤前市長の射殺事件を受け、市民が常に安全で安心して暮らせるように、「安全・安心まちづくり特別委員会」を設置、私も委員として審議に参加しています。

先日、埼玉県草加市と福島県福島市への行政視察に参加しました。ここ数年、風俗店の進出が多い草加市は、駅周辺の犯罪が多発していると同時に暴力団対策の課題も山積していることから、平成16年12月17日に「草加市みなで取り組む安全安心まちづくり宣言」を制定しています。その宣言をもとに市民・警察・行政の取組みを具体化した「草加市安全安心まちづくり行動計画」(5か年計画)を策定し、平成18年度より取り組んでいます。その内容は、市民で組織する「そうかまち見守り隊」やその起点となるパトロールステーション(写真)を配置、行政と市民が一体となった防犯活動に取り組んでいます。また、草加市・福島市両市とも暴力団追放対策として、公営施設利用や市営住

宅入居を禁止する条例も制定、積極的な行政の取組みを感じました。一方、市長銃撃事件が発生した該当市でもある長崎市は、暴力団に関わる審議や対策など、他都市と比較し対応が遅れており、その認識の違いに私自身反省をしました。

揺れる

長崎市議会副議長人事

長崎市議会9月定例会は9月20日に、一般会計補正予算21億1,011万円と27議案を可決・同意し、18日間

長崎市議会議員

西田みづぶ

平成19年11月 発行責任者 谷頭 肇
長崎市水の浦町1の1 Tel 095-861-6032



草加市のパトロールステーション

編集後記

▼10月23日(火)に開催された長崎市議会臨時議会で、長崎市副議長に共産党の中田剛氏が就任した。9月の定例長崎市議会議員辞職勧告を決議され、一身上の都合で副議長を退任した森幸雄議員(公明党)の後任選挙の結果である。投票結果は、常に共産党と対峙していた自民党・公明党が共産党に投票?!長崎市議会史上初めての共産党副議長となった。

議長は自民党、副議長は共産党という体制の中、長崎市の予算を反対する共産党と賛成の自民党・公明党の連携がどのようになるのか今後が注目される。

長崎市議会議員 西田みづぶ

ご相談は
お気軽に



事務所

長崎市網場町301-18
Tel & Fax 095-839-6269
生活相談室 095-861-1985

この用紙は再生紙を使用しています。

の会期を終了しました。

本議会の最終日、森副議長(公明党)の「学歴詐称問題」について、「長崎市議会副議長に対する辞職勧告決議」が提出され、議員記名投票の結果、共産党を含む賛成29票・反対19票で可決され、森副議長は10月5日、一身上の理由で副議長を辞職しました。その後、10月23日に副議長を選出する臨時議会が招集され、投票の結果、共産党の中田剛議員が自民・公明などの支持を受け26票対24票で副議長に選出されました。『本当にこれでよいのか』私は、これまで共産党との対立路線であった自民党・公明党の行動に疑問をもちています。

政治は皆さんのものです

今国会では、テロ特措法、年金問題・薬害肝炎問題など多くの問題が発生しています。この様な諸問題に対し、私たち政治をあずかる者は、まず、国民や市民が安全で安心して暮らしていくために、どうしたらよいのか、何が出来るかが大切だと考えます。政治は皆さんの幸せのために行うものです。

今回、2度目の当選後初めて登壇しました。少しわかりにくい質疑でしたが、私自身勉強になったと思っております。今後、皆さんの代表として恥ずかしくないよう頼れる議員として頑張つてまいりますので、さらなる叱咤激励をよろしく願っています。

長崎市議会議員

西田みづぶ



- 【質問項目】
1. 財産区について（郷有地）
 2. 入札契約制度のについて
 3. 東長崎地区土地区画整理事業について



1. 財産区について

【質問】

長崎市の「財産区」（郷有地）は、独立機関（地方公共団体）であるが執行責任者は市長である。また、財産区の資金運営も特別会計で事務処理も長崎市でおこなうが、実質の運営は財産区で行うなど、市民にとっては不明な面が多い。

このようことから、財産区と長崎市の関係はどのように整理されているのか。

【答弁】

“条例などで分かりやすい言葉で表現する”、
1. 長崎市の財産区は87あり、財産区管理会が設置されている60財産区については、財産区の管理を長崎市より委任している。委任できない「財産区の特別会計予算の調整」「財産区に関する議案提出」「財産区の収入支出事務」などは本市が行っている。

2. 財産区で生ずる収入は公金であり監査も毎年実施している。
使途は、財産区管理会からの出された事業計画に基づき、財産区有財産の維持管理に要する経費「財産管理交付金」、財産区住民の福利増進の経費を「住民福利厚生資金交付金」として財産区管理会へ交付している。

3. 長崎市の財産区条例については、第3条など抽象的な部分があるので分かりやすく具体的な言葉で表現していく。交付金についても交付決定後の報告を求めたりするような規定の整備をしたい。

【参考資料】

《長崎市財産区の現状》

◆財産区数：87財産区
管理会設置60財産区（うち特別会計23財産区） 未設置27財産区

◆財産区内訳

- ①土地、3,988筆 4,04,501・67㎡
内訳として（宅地70筆、山林10筆、溜池63筆、墳墓地255筆、畑4筆、雑種地6筆、原野8筆保安林9筆）
 - ②建物、12件 1,426・41㎡、積立金、3億3,962万4,709円
- 『平成19年2月末現在』

2. 入札契約制度のについて

【質問】（建設工事関係）

長崎市は平成14年度より、建設工事は、入札参加資格を満たしていれば、誰でも参加できる。“制限付一般競争入札を導入し、透明性、競争性の観点で、一定の目的達したと評価する。”

しかし、入札参加者それぞれが、“落札したい。”という受注専行型で、技術の評価などは「二の次であり、真剣に取組む業者の努力はどこにあるのか疑問に感じる。

施行実績ばかりでなく、本当の意味での品質確保を図るためにも、工事成績の高い業者の受注機会を拡大し、成績不良業者の入札参加を制限することも検討すべきと考ええる。

【答弁】

“平成20年度中には施行”

公共工事は、「良好な社会資本を後世に残す」というのが大きな使命である。国においても、工事品質確保を守る法律を平成17年4月に施行した。

長崎市はこの法律の趣旨を踏まえ、価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする「総合評価方式」を今年度から施行している。今後は、工事成績の高い業者の受注機会を拡大、成績不良業者の入札参加を制限し、優良な工事履行へのインセンティブを強化すると共に、工事品質の向上を図る必要がある。

現在、「業者の成績をより一層入札参加条件に反映する」ことなど、部内の制度検討チームで検討を進めており、平成20年度中には施行したいと考えている。

【質問】

（工事建設に係わる業務委託関係）
工事建設に係わる業務委託（コンサルタント）は、入札・契約事務を建設管理部で一元化しているが、依然として指名競争入札で実施している。透明性、競争性を高める観点から、制限付一般競争入札に移すべきである。

また、適正な履行品質の高い成果品を求めるためにも、成績評定制度を導入すべきである。

【答弁】

“平成20年度中には郵便入札で試行”
国はすべての地方公共団体において一般競争入札の導入を図ることを求めている。長崎市も、建設工事に係わる業務委託は制限付一般競争入札へ移行していく必要があるが、平成20年度中には郵便入札で試行したいと考えている。

また、成績評定制度を導入については必要と認識し、将来、入札参加条件として活用することを視野に入れ、建設管理部内の制度検討チームで検討しており、内容がまとまったら議会へ報告する。

【質問】

（各所管独自の業務委託や物品調達関係）
現在、建設工事に係わる業務委託以外の業務委託（清掃・警備等）や物品調達（事務用品など）・OA機器類の賃貸借などに関する入札契約は、各所管課において入札契約事務を行っているが、一元化することを視野に入れて、早期に制限付一般競争入札を取り入れるべきである。
さらに、より透明性や競争性を高める為、制限付一般競争入札の実施や電子入札システムを行うべきである。



【答弁】

“制限一般競争入札への移行を考え、検討委員会を立ち上げる”
各所管課で入札・契約事務を行っている建物警備事務や建物清掃業務、その他の業務委託及びコンピュータや複写機等を借り入れる「部品の賃貸借」など、制限付一般競争入札への移行を考えている。しかし、業務内容が多岐にわたっており、組織体制の問題など、解決すべき点の多い状況であるので、今後とも、入札制度についてはより適切な制度となるよう努める。

また、その他業務委託や物品調達も、現在各所管課で入札・契約事務を指名

競争入札で行っている。事務の効率化、入札の透明性・競争性を高めるには制限付一般競争入札の導入が必要と考えている。したがって、関係部局間で検討委員会を立ち上げその方向性を検討したい。

3. 東長崎地区土地区画整理事業について

【質問】

東長崎地区土地区画整理事業は、施行済の矢上地区、施工中の平間・東町地区、未施行地区の中里地区・松原地区・古賀地区・現川地区・戸石地区および切通地区の6箇所が事業範囲である。今回やっと30年近くの間、施工期間を経て矢上地区が清算手続きに入った。

そのような状況で、残りの事業を着手出来るのか、必要なのか疑問に感じる。

今後における未施行地区の事業をどのように考えているのか伺いたい。

【答弁】

“今後の整備のあり方について整理”
未施行地区については、昭和50年の区域決定から相当の年月が経過していることや、土地区画整理事業を取り巻

く社会経済情勢が大きく変化していることなど、今後の整備のあり方について整理すべき段階にきている。平成15年8月に、今後の未施行地区のまちづくりについて庁内での考え方を取りまとめた。この論議を踏まえ、地元と協議し意見を聞き、国・県と協議を行ない一定の方向性を見出しつついへ。

【質問】

平間・東町地区は工事進捗が予定より大幅に遅れており、完成年度の影響もつかない。特に東町はその影響で、下水など生活環境の改善が未施行地区よりも遅れており不便を強いられている。今後どのように事業を進めていくのか。

【答弁】

“最大の努力を傾注する”
平間・東町地区の進捗率は、平成18年度末現在12・9％である。指摘のとおり事業が長期化する傾向にあり、下水道の整備を始めとする生活環境の改善が図られないことや建築規制の長期化等の問題があることから、事業の早期完了が地元の皆様の強い要望とされている。

今後とも引き続き事業費を確保し、事業の推進に最大の努力を傾注する。